

個別約款（スマート割料金契約）

2022年3月1日 実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 割引制度	1
5. 割引制度の適用除外	1
6. その他	2

付則

1. 本個別約款の実施の期日	2
----------------------	---

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	3
2. 料金表	3

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「スマート割料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「電気セット割引」とは、スマート割料金契約を締結したお客さまが、スマート割料金契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客さまがスマート割料金契約を希望された場合に、適用いたします。

3. 料金

当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

4. 割引制度

- (1) スマート割料金契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、3に定める料金から1ヶ月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

電気セット割引

割引額 = 3に定める料金 × 3パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1ヶ月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申込みいただきます。

5. 割引制度の適用除外

お客さまは、当社との電気の需給契約終了後もスマート割料金契約を継続される場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、電気セット割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日までといたします。なお、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引の適用は電気の需給契約の終了が明らかになった直後の検針日までとするともに、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日までさかのぼって割引の適用され

ていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年3月1日から実施いたします。

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 使用量が1000立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A

イ) 基本料金(消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,680.55円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金(消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	159.31円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	1,687.89 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	158.95 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	1,704.70 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	158.60 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表 D

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	2,131.45 円
--------------------	------------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	154.34 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表 E

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	2,563.30円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	152.18円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(7) 料金表F

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	2,894.83円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	151.23円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(8) 料金表G

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	6,123.54円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	144.78円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(9) 料金表H

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	6,826.32円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	144.07 円
-------------	----------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。